

社会福祉法人 恵徳会 非業務執行理事報酬規程

(目的)

第1条

この規程は、社会福祉法人 恵徳会の非業務執行理事の理事会・評議員会等出席への報酬について定めるものである。

(理事会・評議員会等の出席報酬)

第2条

非業務執行理事の報酬費については、理事会・評議員会出席1回につき5,000円とする。

(交通費)

第3条

交通費は、公共交通機関を利用した時の実費用とする。

(支給方法)

第4条

報酬の支給は、報酬額から源泉徴収税額を控除した額に第3条の交通費を加算した額を給与規程に準じ支給する。

附 則

この規程は、平成29年6月1日より適用する。